

		現行	進捗状況及び課題	改定案							
<b>計画期間</b>		2014.3～2020.12		2025.3～2030.12							
		愛知目標ターゲット9の達成		2030年までに、国内の生態系等に負の影響をもたらす又はそのおそれのある外来種のうち未定着の種の定着を予防し、定着した種を防除することで、ネイチャーポジティブの実現に資する。							
<b>計画の目標</b>		<p>・侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御・根絶される</p> <p>・侵略的外来種の導入又は定着を防止するために定着経路を管理するための対策が講じられる</p>	<p>・目標達成に向けての行動に概ね着手・進展</p> <p>・国では、侵略的外来種とその定着経路に関して概ね特定されており、優先順位付がなされ、優先度が非常に高い種については制御が図られている。</p> <p>・地域では、侵略的外来種とその定着経路に関する知見集積が途上であるも、国レベルでの優先度に応じて実施可能な対策に着手。一部の優先度が非常に高い種については地域レベルでの制御が図られている。</p>	<p>①定着していない外来種の定着予防に係る目標</p> <p>国単位では、「定着予防外来種」のうち外来生物法に基づき特定外来生物に指定されている種について、国内に定着させない。また、「リスト未掲載かつ国内未定着の種で、目標達成期間中に国内定着の未然防止の観点から新たに特定外来生物に指定された種」についても同様に、国内に定着させない。また、「定着予防外来種」のうち特定外来生物に指定されていない種については、本計画の目標達成期間（2025年3月～2030年末）の定着数を、前計画の目標達成期間（2015年3月～2020年末）の定着数に対して、50%以下とする。地域単位では、域内に未定着であり生態系等に被害を及ぼし得る外来種について、域内定着を防ぐ。</p> <p>②定着した外来種の防除に係る目標</p> <p>国単位では、「総合対策外来種」のうち特定外来生物に指定されている種について、分布域を広げない。また、「リスト未掲載かつ国内に定着した種で、目標達成期間中に新たに特定外来生物に指定された種」についても同様に、分布域を広げない。加えて、これらの種のうち、生態系、人の生命・身体又は農林水産業への影響が特に大きな種について、その影響軽減に向けた具体的管理目標を定め、それを達成する。また、「総合対策外来種」のうち、定着域が「生物多様性の保全上の重要度が高い地域」である種についても、その損失を止める観点から、生物多様性の保全上の重要度が高い定着域内における具体的管理目標を定め、それを達成する。地域単位では、域内に定着しており、域内の生態系等に被害を及ぼす外来種のうち優先度の高い種について、その地域の地方公共団体において定めた管理目標の達成に努める。また、国・地域で共通して、とりわけ定着初期の種を中心に、集中的な防除に取り組み、国内又は域内での根絶達成を図る。</p>							
<b>計画の役割</b>	<b>キーワード</b>	外来種対策の「主流化」		外来種対策の「実践」							
	<b>定義</b>	外来種を取り巻く問題が国、地方自治体、事業者、NGO・NPO等の民間団体、国民等の多様な主体に広く認識され、各主体が各種政策や事業、行動等に外来種対策の観点を盛り込み、計画的に実施することになること。		各主体が外来種対策に関連した法制度、科学的知見等への理解を基に、自主的・主体的に対策を計画し、それを着実に実行している状態を引き起こすことが望ましい。							
<b>行動指針及び行動指針毎の目標</b>				<b>取組主体（※）</b>							
※柱番号は改定案における番号											
<b>種別</b>	<b>項目</b>	<b>概要（改定の際は、要点を絞り再整理する。）</b>	<b>目標</b>	<b>追加・強調する要素</b>	<b>あるべき姿</b>						
1	主要行動 優先度を踏まえた外来種対策の推進	<p>・被害現状や定着段階（定着初期→分布拡大→まん延等）を踏まえ、対象種や対象地域の特性、現実的な実施体制等に応じて、費用対効果を考慮の上、対策の優先度を評価し、対策の目標（根絶、拡大防止、低密度化等の最終目標及び段階的な目標）を設定。</p> <p>・地域ごとの基本計画や、外来種リストを作成することでより戦略的な対策を実施することが可能となる。</p> <p>・外来生物による影響及び対策の実施状況を、既存情報を活用しつつ、各主体が収集し、互いに共有。</p> <p>・対策の優先度評価に当たっては、被害の大きさを深刻度と規模から評価し、更に、対策の内容・手法（実行可能性・実効性・効率性）も評価の上、優先度の高い対象・内容・手法を選定。</p>	<p>・生物多様性地域戦略の策定自治体数：47都道府県</p> <p>・外来種に関する条例：47都道府県</p> <p>・侵略的外来種のリストの策定自治体数：47都道府県</p>	<p>・国と地方公共団体両方での分布・被害状況の的確な把握と明確な対策優先度の設定（まずは国レベルでの優先度の明確化、それを参考に地域単位でも優先度の明確化）</p> <p>・公のみならず民も自主的に、所有地における外来種対策、所有する外来種の取扱方針などを整理（cf.柱2,3）</p> <p>・優先度設定や防除計画の検討に資する情報プラットフォームや専門人材の整備（cf.柱3,4）</p> <p>・計画実行の適切な普及・周知、フォローアップ。随時見直し、新規情報や技術の取り入れ（それに資するシステムを構築（cf.柱4）【巨委員、G7】）</p>	<p>・全国の都道府県において外来種対策を含む生物多様性地域戦略や条例、外来種リストにより対策の優先度が把握されている。また、その優先度を鑑み、具体の対策に係る戦略（防除計画等）が作成され、適切な予算、人員等の配分のもと、実行されている。</p> <p>・日常的に外来種に関わっている企業・団体（運輸業に係る企業等）において、外来種対策に係る方針等が作成されている。</p>						
				国	地方	国民	民間	研究	展示	学校	広報

行動指針及び行動指針毎の目標 ※柱番号は改定案における番号						取組主体（※）								
種別	項目	概要（改定の際は、要点を絞り再整理する。）	目標		追加・強調する要素	あるべき姿	国	地 方	民 間	国 民 研 究 示	展 示 校	学 校	広 報	
2	主要行動 外来種対策の実行 （外来種の侵入・ 定着防止及び防除 の実施）	<p><b>侵略的外来種の導入の防止(予防)</b></p> <p>(1) 意図的に導入される外来種の適正管理</p> <p>①外来種被害予防三原則の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「入れない」：三原則の中で最も効率的な対策。入れる場合でも、利用量を抑制や代替法の検討、適切な管理を実施。法規制がない外来種はリスト等を参考に各主体による慎重な評価・判断に期待。新たに早急な対応が必要な種は、速やかに特定外来生物に指定。大量に飼養されている種は、大量放棄の対策+段階的な規制を実施。</li> <li>・「捨てない」：適正飼養の重要性と野外に放つことの悪影響についての普及啓発を強化。大量に飼養されている種は、例外的に飼育放棄個体の受け入れなどに関する体制を検討+終生飼育を徹底。水産物や釣り餌等の野外放出による生態系への影響を実態把握。</li> <li>・「拡げない」（増やさないとを含む）：釣りの対象種には、定着水域における逸出防止策の実施及び未定着水域における侵入の監視、通報等の体制整備が必要。不用意な餌付けの禁止も重要。</li> </ul> <p>②産業において利用される外来種の適正管理の徹底。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種被害予防三原則に基づく適正管理の徹底。特に緑化植物は、野外にて大量に利用するため、代替種の利用、利用する種や工法を慎重に選定。</li> <li>・利用している種が不要になった際は、移動制限に留意し適正に処理。</li> <li>・動物園等での逸出防止のための適正管理。</li> <li>・オオクチバスの飼養等は、地域経済への影響も考慮しつつ生態系の保全に配慮。</li> </ul>	我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの内容を知っている人の割合：50%	我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの内容を知っている人の割合：8.4%										
		<p>(2) 非意図的な導入に対する予防</p> <p>外来種被害予防三原則の考え方にに基づき、入れない、拡げない対策が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入の際の非意図的導入に対しては、外来種の侵入経路を特定し、輸入品の生産、移動段階での予防的対策を行う。輸入品目毎の注意すべき外来種、地域、産品に関する解析の推進が必要。</li> <li>・ヒアリについては、広く国民への普及啓発の実施、早期発見と早期対応のための連携体制を整備。</li> <li>・バラスト水処理設備の型式指定、日本籍船の検査及び外国船舶への立入検査等を適切に実施。</li> <li>・船体付着に伴う非意図的な導入に対しては、化学的環境リスクと外来種侵入リスクのバランスを踏まえ、防汚塗料の評価、開発を進める。</li> <li>・国内の他地域から生物多様性保全上重要な地域への非意図的な外来種の導入について、注意すべき行為や経路の把握に努め、実行可能な対策を検討。植栽木、資材等の移動に関しては埋土種子や侵略的外来種の付着・混入等に留意。</li> </ul>	どのような種が、どのような経路で非意図的に導入されているのか実態が把握され、特定外来生物の定着経路を管理するための対策が優先度の高いものから実施されている。	ヒアリ類について、侵入リスクの高い空港、港湾地域等において、状況調査を継続実施。更に、2022年改正外来生物法に基づき、ヒアリ類を要緊急対処特定外来生物に指定し、導入の恐れが生じた際の初期対応を強化した上、具体的な対処指針を定め、事業者との連携を強化した。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物に係る法規制、外来種被害防止三原則の遵守徹底</li> <li>・リストカテゴリ区分に応じた全ての主体による行動の実践</li> <li>・定着予防外来種のうち非意図的に導入され得る種について、関係者による日常的な侵入防止と全社会的なモニタリングの徹底</li> <li>・産業管理外来種について、管理の更なる適正化【磯崎委員】。緑化植物については技術的指針も踏まえる【藤原委員】</li> <li>・国内由来の外来種や同種の生物導入による遺伝的攪乱にも配慮。【藤原委員】</li> <li>・総合対策外来種のうち定着初期の種について、根絶を目標とした、短期集中で総力を挙げた防除【巨委員】</li> <li>・分布拡大期やまん延期の種においても、地域の状況に応じて地域根絶や低密度管理を目標とする【池田委員】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民が外来生物法の規制内容を知っており、遵守している。</li> <li>・条件付特定外来生物（アメリカザリガニ、アカミミガメ）を飼育する国民は、適正管理に向けた対策を実行している。飼育していない国民においても、規制内容を知っており、安易な飼育をしないよう留意している。</li> <li>・外来種対策に係る機関内、機関外での協力体制が確立している。</li> <li>・要緊急対処特定外来生物（ヒアリ等）への対策として、各港湾において関係事業者による早期発見、早期対処とそれを実施するための体制が確立している。</li> <li>・定着防止、地域根絶、低密度管理等の対策成功事例が各地で発生し、共有されている。</li> </ul>	○	○	○	○	○	○	○
		<p><b>効果的、効率的な防除の推進</b></p> <p>①戦略的・順応的な防除</p> <p>定着段階に応じた戦略立案と対策実施が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未定着：輸入の際の法的な規制や監視体制を充実させ、早期発見のためのモニタリングを集中的に実施。地域毎に進入状況を把握し、発見時に速やかに対応。</li> <li>・定着初期：早期発見と早期防除を迅速に実施。関係者連携の上、緊急性や対応の優先順位などを速やかに判断し、組織的に対策。</li> <li>・分布拡大期：広域的な地域連携に基づく封じ込めや低密度管理を実施。</li> <li>・まん延期：保全上重要な地域において地域的な根絶や低密度管理を実施。防除開始後も段階に応じて手法を選択。長期的な視野に立った人材の育成・確保も重要。戦略的な防除のためPDCAサイクルが重要。分野間連携により、地域の生態系管理の一環として実施。定着後一定期間経過している外来種については、防除による他の種への影響も考慮。防除マニュアルの作成・共有、専門家の参画、研究開発の推進、更には外来種が入りにくい健全な生態系の維持・再生も重要。</li> </ul> <p>②各主体の連携</p> <p>多様な主体が連携して、各主体の特色を活かした防除を推進。防除実施計画、目標、成果、教訓を共有・公開する。地域特有の外来種対策の実施に向け、市町村が生物多様性地域連携促進法に基づく、地域連携保全活動計画を作成し、多様な主体と連携した外来種防除を実施することも有効。</p> <p>③防除に当たったの留意事項</p> <p>動愛法の対象動物を殺処分する場合には同法遵守。植物の防除では、結実後に刈り取りを行って移動させる場合には時期やその取扱に留意。</p>	「第2部第1章第4節2（2）及び（3）」にかかげる種ごと、地域ごとの目標を達成する。	参考資料3別紙の項目4を参照										
<p><b>国内由来の外来種への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・注意すべき生態系タイプや分類群を特定し、現状や傾向について整理・分析の上、対策を検討。</li> <li>・国のリストに加えて、地域ごとのリストの作成が進められ、それらを踏まえて、特に大きな被害が想定される国内由来の外来種を特定。また、他法令や産業管理種に留意しつつ、専門家や地元関係者などと十分調整の上、特定地域への持ち込み規制など個別に対策を検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外来種含む外来種に関する条例：47都道府県</li> <li>・国内外来種含む侵略的外来種のリストの策定自治体数：47都道府県</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外来種含む外来種に関する条例：33都道府県</li> <li>・国内外来種含む侵略的外来種のリストの策定自治体数：25都道府県</li> </ul>												
<p><b>同種の生物の導入による遺伝的攪乱に関する対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な影響や保全を要する地域に関して事例収集し、科学的知見を集積の上、保全上重要な地域での対策や社会経済活動への影響に配慮が可能な対策から検討を開始。</li> <li>・同種の生物の導入の可否について、科学的知見、社会経済的状況も考慮し、個別判断。絶滅危惧種等の野生復帰等を行う場合にも、地域の遺伝的な特性に配慮。</li> </ul>	同種の生物の導入による遺伝的攪乱の具体的な影響や保全を要する種や地域に関する科学的知見の集積が進んでいる。	オオサンショウウオやタナゴ等特定の種に関して、学識経験者等により外来種と在来種の遺伝子交雑の影響が把握されつつある状況。												

行動指針及び行動指針毎の目標 ※柱番号は改定案における番号						取組主体（※）							
種別	項目	概要（改定の際は、要点を絞り再整理する。）	目標		追加・強調する要素	あるべき姿	国	地方	国民	研究	展示	学校	広報
3	基盤行動 対策に係る普及啓発及び対策主体としての人材育成	<p>①国民全体への外来種対策の必要性の浸透 認識→理解→行動の各段階に応じた、普及啓発の対象、手段、内容を適切に選択。 ・認識段階：特に児童及び事業者を対象に、公的機関作成の媒体、メディア等による報道等により啓発。 ・理解段階：特に普及啓発の実施者となる行政職員、メディア、教育者等を対象に、対面にて体系的に説明。 ・行動段階：対策への参加、防除活動への協力及び主催を促すために、分布情報、防除活動、防除マニュアル等の一元的管理・発信が鍵。</p> <p>②専門的な人材育成 防除事業の企画立案を行う者、従事者、専門家の育成のため、自治体職員と専門職員の連携、NPO・NGO団体やボランティア等による継続的な活動の推進、防除への動機付のための適正な評価、高等教育機関等における専門教育の実施、専門職員の雇用体制等整備が必要。</p>	<p>・外来種（外来生物）という言葉の意味を知っている人の割合：80％ ・外来生物法の内容を知っている人の割合：30％</p>	<p>・外来種（外来生物）という言葉の意味を知っている人の割合：58.8％ ・外来生物法の内容を知っている人の割合：20.1％</p>	<p>①市民全体への外来種対策の主流化及び専門人材育成 ・生物が外来種そして侵略的外来種へとなる過程、侵略的外来種による生態系他各方面への被害の状況、対策の選択肢等についてIPBES報告書等も参考に体系的な理解醸成（市民の対策参画を促進するところまで）【池田委員、WoW委員、G7】 ・民間企業（外来種を管理する企業、管理はしないが接触しうる企業、自然生態系を有する企業等）における外来種対策の主流化。関連企業の連携（分野連携、地域間連携）。それらに取り組む企業への投資促進【G7】 ・上記のための、時代に即した普及啓発方法の追求（手法や範囲の的確な設定【WoW委員】）。高等教育【池田委員】、リカレント教育の強化（試験的な育成事例の蓄積）。分布や技術に関する情報へのアクセス簡易化（そして市民からの構築協力【G7】） ・上記を通じた、外来種対策に係る全社会的なコミュニケーションの活性化【G7】</p> <p>②既にある人材の有効活用 ・外来種対策に必要な専門人材情報（ニーズ）の整理 ・地方公共団体における外来種に関する情報収集・分析、企画立案・実行に資する人材の育成 ・専門人材への協力要請強化と適切な共有</p>	<p>・国民が外来生物の脅威と防除の必要性を理解している。 ・国民が外来生物法の規制内容を知っている。 ・国民がリストカテゴリと取るべき行動の概要を理解している。 ・国民が防除活動への参加等行動を開始している。 ・専門人材が各地域に配置されている（地域内での産官学連携体制の整備で構わない）。</p>	○	○	○	○	○	○	○
4	基盤行動 情報基盤の構築及び調査研究・技術開発の推進	<p>・外来種の生態学的情報、侵入・被害状況等をリアルタイムでアクセスできる情報基盤を国が連携して構築し、各主体、特に自治体はその情報基盤に情報を提供。 ・他地域における防除の取組事例を共有。 ・種の同定を支援する分類・同定システムを構築。 ・侵入初期における緊急性の判断、緊急時における初動体制の確立のための情報基盤を構築。</p> <p>②調査研究の推進 ・防除や管理手法の開発に主眼をおいた調査研究を行い、科学的な知見を蓄積し基盤を構築。取組が不足している分野の調査研究は関係省庁や各主体が連携して推進。実際の防除活動の教訓・失敗例も含め速やかに公開し、防除者と研究者が連携した順応的管理を行う。 ・知見のある自治体間の情報共有・連携を深めるため、NORNAC等の取組を拡大・充実させる。</p>	<p>・主要な侵略的外来種についてリアルタイムな分布情報を把握し、ウェブサイト上で公開する。 ・主要な侵略的外来種に関する効果的な防除手法を確立する。</p>	<p>・特定外来生物全種の分布情報を提供するプラットフォームを2023年10月めどで国立研究開発法人国立環境研究所のウェブページにおいて整備。 ・主要な侵略的外来種について、防除手法等を整理したマニュアルを作成し、ウェブサイトに掲載した。</p>	<p>①情報基盤の構築 ・市民参加型の侵入生物情報基盤の創設及び有効活用【磯崎委員】 ・侵入情報の徹底共有（秘匿防止の徹底） ・種同定の能力強化 ・特定種に係る関係機関会議、地域別会議、国際会議によるオンタイムでの情報共有（cf.柱5）【G7】</p> <p>②調査研究の推進 ・外来種対策の全ての段階における手法に係る技術開発の官民総力による強化【G7】 （とりわけ影響評価、潜在的な被害予防、初期対応のための手法の確立、重点対策外来種等の効果的・効率的な防除技術の確立に向けた産官学連携） ※①②共通： ・防除推進における科学的データの有用性を強調 ・学術団体、業界団体等による情報共有、積極活用【藤原委員、G7】</p>	<p>・主要な外来種について分布及び対策等の情報を管理・公開する情報基盤が確立されている。 ・定着予防外来種の初期対応に係る技術、緊急対策外来種に係る防除技術を向上させるとともに重点対策外来種に係る防除技術の確立に努めている。</p>	○	○	○	○	○	○	○
5	基盤行動 国際貢献、国際連携等	<p>CBD、CITES、OIE、IPPC、バラスト水規制管理条約といった枠組みや取決めを踏まえた国際貢献・国際連携が必要。国内でのマングース、アライグマ、オオクチバス等の防除取組の経験や技術の蓄積をIPBESへの情報提供する等、外来種対策等に係る情報発信や技術移転も重要。また、国内産の生物が海外で侵略的外来種となることを防ぐため、IUCNの侵略的外来種ワースト100の掲載種を始めとした生物を持ち出さないために普及啓発を行う。</p>	<p>我が国における愛知目標の個別目標9を達成するまでの取組の成果を締約国会議等の国際会議で公表する。</p>	<p>生物多様性条約締約国会議におけるパネル展示等を通して、我が国における取組状況を公表した。</p>	<p>・最新の国際事情の随時取り入れと国内での適切な共有【五箇委員、G7】 ・隣国、ASEAN各国、G7各国等特定のグループでの外来種対策の積極対話。特に物質輸送等に関する連携を強化【G7】 ・国内で構築した情報基盤・技術の国外共有【G7】 ・G7国としてのイニシアティブを発動し、他国への科学的知見、優良事例等を共有の上、政策強化を誘因【G7】</p>	<p>・世界的、隣国、地域別に協力体制が確立している。 ・ヒアリを始めとした定着予防外来種について、物品輸送時の対策や侵入時の防除に係る技術等が国際的に共有されている。</p>	○			△			
6	新たな課題に対する行動 寄生生物・感染症対策	<p>外来種を宿主とする寄生生物や、病原体が国内の動植物種に影響を及ぼすことも鑑み、感染症法、植物防疫法、水産資源保護法、持続的養殖生産確保法、家畜伝染病予防法で担保していない国外由来の寄生生物や病原体に関して注意喚起をする。</p>			<p>・ワンヘルスに係る最新の国際事情や科学的知見の把握・共有及び活用</p>	<p>・外来種に伴伴する感染症や寄生生物に関して正しい認識共有ができており、実害が発生していない。</p>	○	○	△	△	△	△	△

※取組主体は、①国、②地方自治体（都道府県及び市町村。表では「地方」）、③国民、④民間企業・団体（表では「民間」）、⑤研究機関・団体（表では「研究」）、⑥生物展示施設（表では「展示」）、⑦教育機関（表では「学校」）、⑧メディア等（表では「広報」）の8区分で整理。関与の強度で◎、○、△、無記入の4段階で表現。